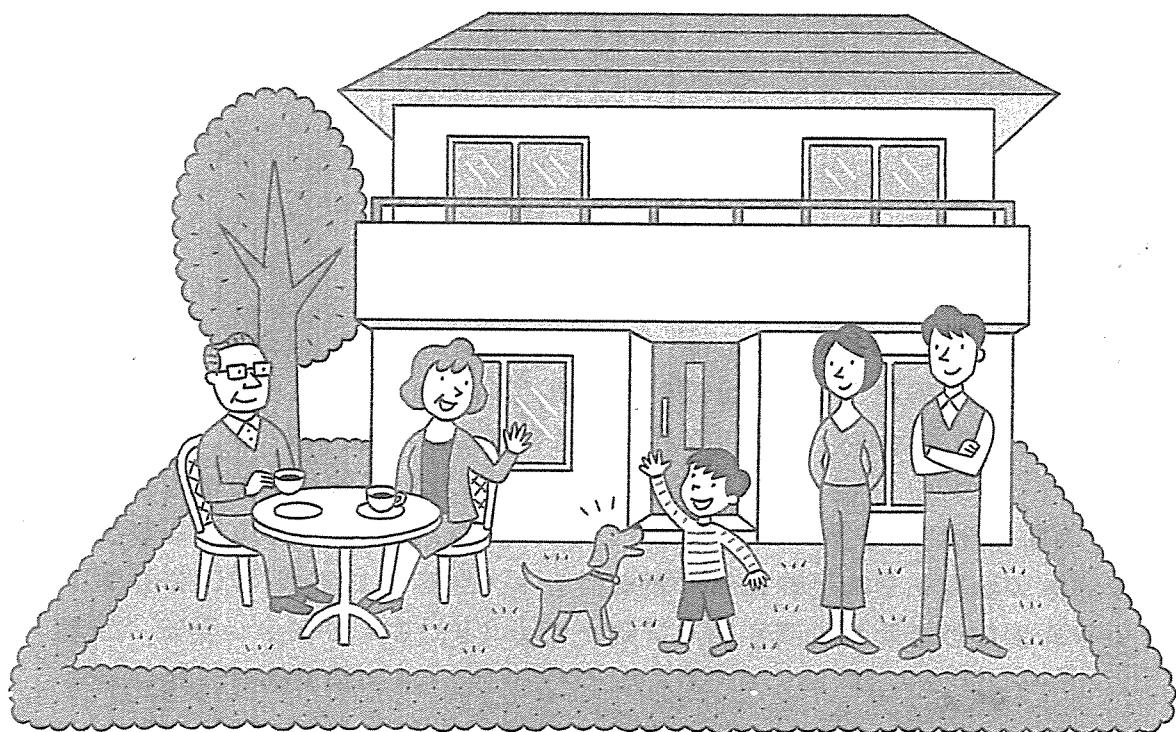


今知りたい 相続税



金城満珠男税理士事務所

所長 金城 満珠男

沖縄県浦添市字宮城3丁目2番8号

電話 (098) 870-1234 FAX (098) 875-1213

E-mail:kinjou-masuo@tkcnf.or.jp

はじめに

平成27年から相続税の課税対象が拡大されますが、「わが家にはそれほど財産がないから関係ない」「親がまだ元気なうちに相続の話などしたくない」などとお考えの方が多いのではないでしょうか。

しかしながら、それほどの資産はないと思っている方でも、自宅や預貯金、あるいは生命保険金などに思わぬ税金がかかってしまうケースがあるので、相続税の事前対策は重要な問題です。

本冊子は、平成26年度税制改正の内容を踏まえつつ相続対策を考える一助となるように、相続税の基本についてできるかぎり簡潔にわかりやすくまとめています。相続対策の手引きとしてご活用いただければ幸いです。

目次

I

なぜ今、相続税なのか？

- Q 1: 平成27年の相続税改正で課税対象が拡大！ 1

II

相続税ってどんな税金？

- Q 2: 相続税がかかるときは？ 5
Q 3: 相続税の計算方法は？ 6
Q 4: 相続税のかかる財産は？ 8
Q 5: 相続税の負担額は？ 9

III

財産は、誰に、どのように相続されるのか？

- Q 6: 財産を相続する人と相続割合は？ 10
Q 7: 法定相続分よりも多く残したいときは？ 12
Q 8: きちんと遺言を残すには？ 13

IV

相続財産はどのように評価されるのか？

- Q 9: 土地はどのように評価されるのか？ 14
Q 10: 土地を他人に貸しているときの評価方法は？ 15
Q 11: 土地の上に自分の賃貸アパート等が建っているときの評価方法は？ 15
Q 12: 建物はどのように評価されるのか？ 15
Q 13: 宅地はどのように評価されるのか？ 16
Q 14: 有価証券の評価は？ 17
Q 15: 取引相場のない種類株式の評価は？ 17
Q 16: 預貯金やゴルフ会員権、その他の動産の評価は？ 18
Q 17: 生命保険金や死亡退職金の相続税は？ 18

V

非上場株式の相続税の納税猶予制度とは？

- Q 18: 非上場株式を相続するときの相続税の納税猶予制度とは？ 19
Q 19: 贈与税の納税猶予を受けている場合は？ 22

VI

相続税の申告・納付のスケジュールは？

- Q 20: 相続税の申告と納付はいつまでに？ 23
Q 21: 現金での一括納付が難しいときは？ 23
■相続開始から申告までのスケジュール 24

I

なぜ今、相続税なのか？

平成27年の相続税改正で課税対象が拡大！

Q

1 平成27年1月から相続税が改正されて、課税される人が増えると聞きましたが、具体的にどのような改正なのでしょうか。自分にも相続税が課税されるのではないかと心配なのですが・・・。

A

今まで相続税の基礎控除は「5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数」でした。平成27年1月以後に開始する相続からは「3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数」と4割削減されます。相続人が妻・子供1人であれば、「4,200万円」より多く財産があれば課税される可能性が出てきます。

平成27年1月1日以後の相続税改正の主な内容

①基礎控除が4割削減～課税対象者が拡大！～

相続税は、正味の遺産額から「基礎控除額」を差し引いた残額に課税されます（Q 2 参照）。この「基礎控除額」が4割削減されます。

4割削減！



改正前 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数



改正後 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

②相続税の税率構造が見直し～高額の遺産取得者に負担増！～

税率について、法定相続分に応じた各人の取得金額が「6億円超の部分」については「55%（改正前50%）」へ、また「2億円超3億円以下の部分」については「45%（改正前40%）」に引き上げられます。

■相続税速算表（色のついた部分が変更箇所）

法定相続分に応じた各人の取得金額	改正前		改正後
1,000万円以下	10%		10%
1,000万円超 3,000万円以下	15% - 50万円		15% - 50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20% - 200万円		20% - 200万円
5,000万円超 1億円以下	30% - 700万円		30% - 700万円
1億円超 2億円以下	40% - 1,700万円		40% - 1,700万円
2億円超 3億円以下	45% - 2,700万円		45% - 2,700万円
3億円超 6億円以下	50% - 4,700万円		50% - 4,200万円
6億円超	55% - 7,200万円		55% - 7,200万円



次ページをご覧ください



これまで相続税に無縁だった人も課税の可能性あり

下記は、改正前は相続税がかからなかったケースです。今回の相続税改正（基礎控除削減）によって、どのくらいの相続税がかかるのかを見てみましょう。

ケース

- ①相続人　妻・子供1人
- ②相続財産　不動産（土地・建物）5,000万円、預金1,500万円、その他500万円
※妻が不動産、子供が預金・その他財産を相続。
※葬式費用が200万円（妻が負担）、その他債務等はない。
※相続開始前（死亡前）に贈与はしていない。

基礎控除額

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 2\text{人} = 4,200\text{万円}$$

課税遺産総額

$$7,000\text{万円} - 200\text{万円} - 4,200\text{万円} = 2,600\text{万円}$$

→改正後は「2,600万円」に課税されます。
相続税額は子供に対して「約85万円」です。
(妻は「配偶者の税額軽減」があり税額ゼロ)

00税務署



お子様の
相続税が
約85万円です

まず最初に自分の財産を把握しましょう

実際に自分がどのくらいの財産を持っているか、現状を把握してみましょう。



1. 土地

種類（自用・貸付用）	所在地	金額（面積×路線価） ※貸付用は減額あり。
/		
/		

（注）路線価方式で正確な算出をする場合は、路線価を各種補正率で補正する必要があります。

2. 建物

種類（自用・貸付用）	所在地	金額（固定資産税評価額） ※貸付用は減額あり。
/		
/		





3. 株式・公社債・投資信託等

金融機関名と銘柄等	数量（株・口）	金額

4. 現金・預貯金



預入先（支店名含む）	金額

5. 死亡保険金・死亡退職金



保険会社又は支払会社等	金額

6. その他（自家用車等）



財産の名称	金額

7. 債務（借入金等）



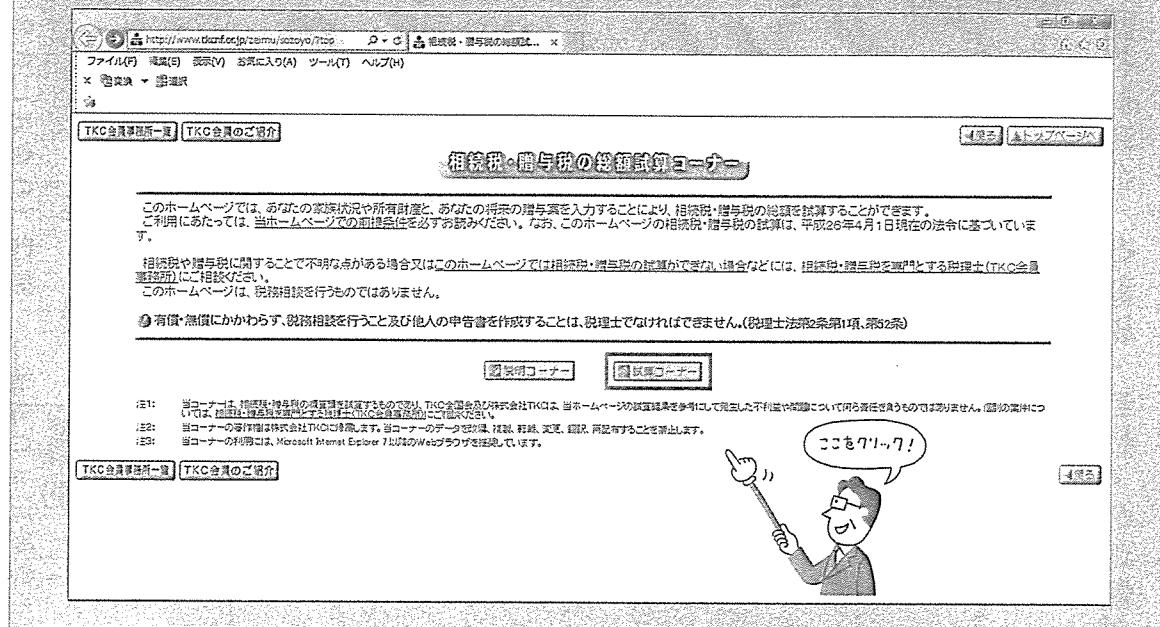
借入先など債権者の住所（所在）と氏名（名称）	金額



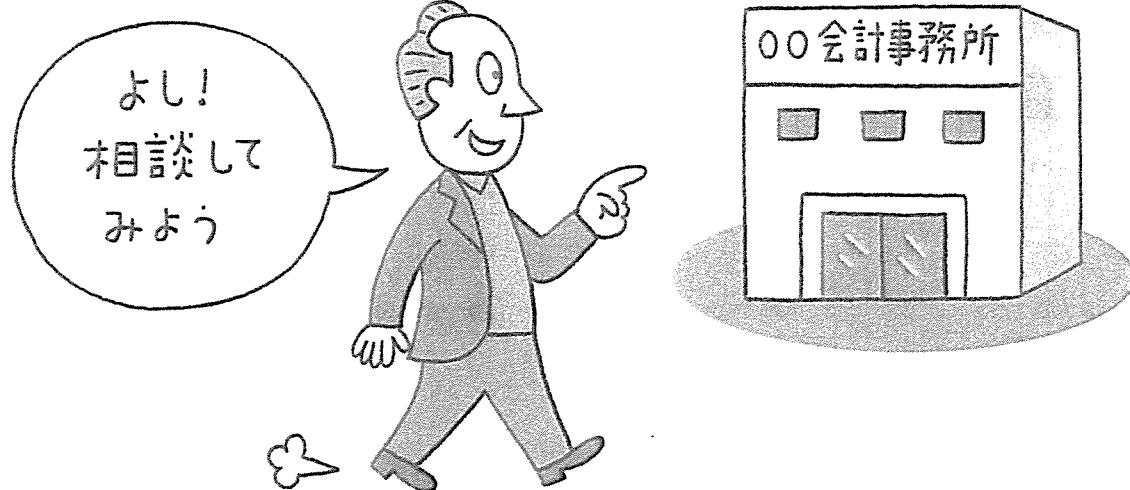
次ページで税額試算のご案内

前ページで記入した財産目録をもとに、
税額の試算をしてみましょう！

TKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）には、「相続税・贈与税の総額試算コーナー」が設けられています。ここでは、家族状況や所有財産と、将来の贈与案を入力することにより、相続税・贈与税の総額を試算することができます。興味のある方は、当ホームページにて試算を行ってみましょう。



さらに詳細な税額計算や生前対策等については、
TKC会計事務所にご相談ください。



II

相続税ってどんな税金？

相続税がかかるときは？

Q 2

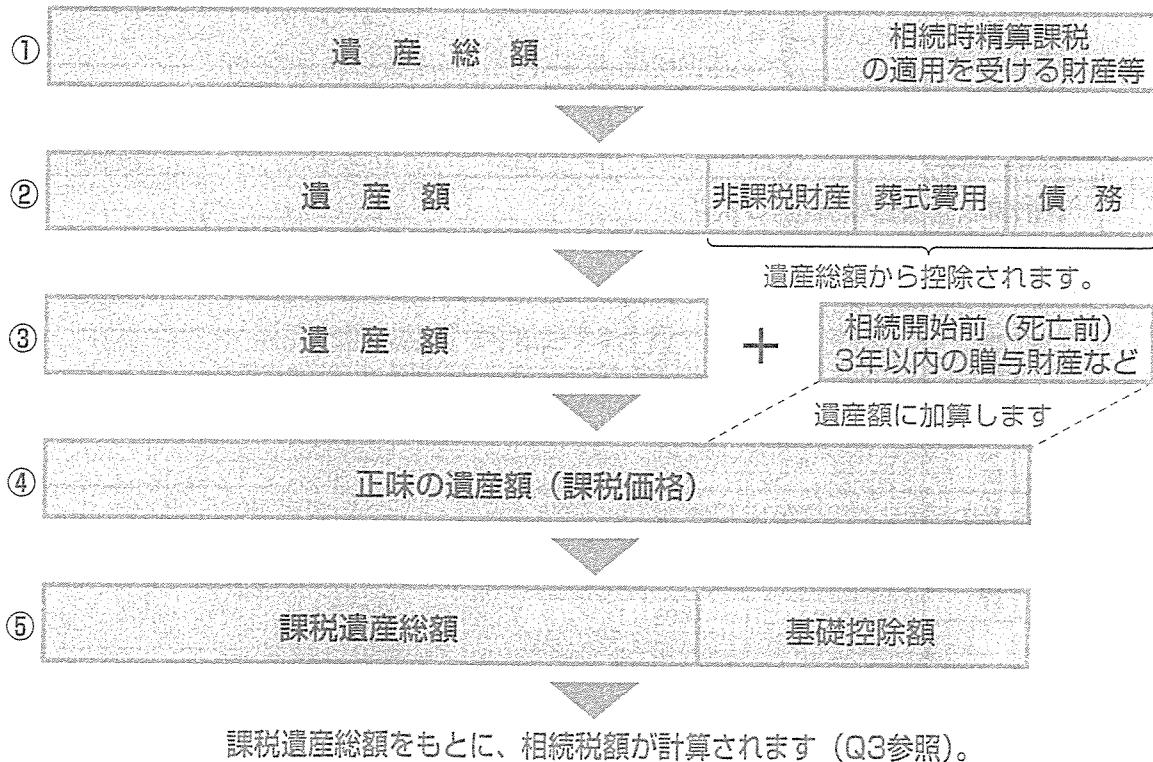
相続税はどのようなときにかかる税金ですか？

A 2

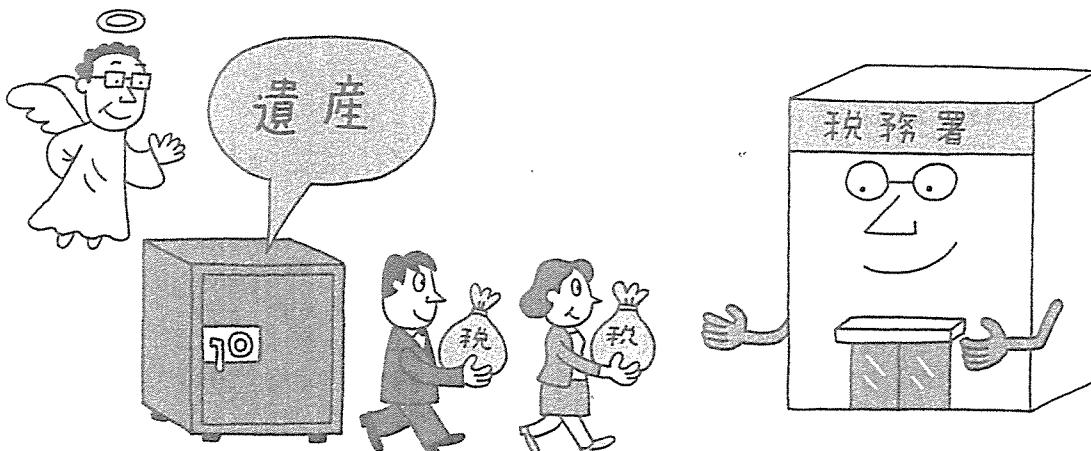
人が亡くなったとき、その人の財産（遺産）は相続人、または遺言で指定された人に分配されるのが一般的です。相続税は、その分配された財産にかかる税金です。

相続税は、遺産から葬式にかかった費用、非課税となる財産（Q 4 参照）、借入金などの債務を差し引いた額をもとに計算されます。

相続税のイメージ



課税遺産総額をもとに、相続税額が計算されます（Q3参照）。



相続税の計算方法は？



3 相続税はどのように計算されるのですか？

A 3

まず遺産に対する相続税の総額を決定し、それから各相続人が相続する財産に応じて税額を配分します。

相続税の計算方法

- 次のAとBの金額を比較したときに、大きいほうは？

A：正味の遺産額

B：基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人^{*}の数)

※Q6参照



Aが大きい場合



Bが大きい場合

相続税がかかります

相続税はかかりません



- 正味の遺産額（上記A）から基礎控除額（上記B）を引き、課税遺産総額を算出します。



- 相続税の総額を計算します。

課税遺産総額を法定相続分（Q6参照）通りに分けた場合の、相続税の総額を計算します。



- 実際の相続割合で分配します。

相続税の総額を実際の相続割合で分配し、各人の相続税額を計算します。



- 各人の納付税額を算出します。

各人の相続税額から配偶者税額軽減などの諸控除や加算等を行い、納付税額を計算します。

以下の要件に該当する人は、条件に従い加算・控除を行います。

- 財産を取得した人が「一親等の血族^{*}や配偶者」以外の場合は各人の相続税額の20%の金額を加算した金額が納付税額となります。

*代襲相続人となった孫なども含む。ただし、孫養子は含まない。

- 死亡前3年以内に贈与を受けたり、相続時精算課税を利用して贈与を受けた場合は、すでに支払った贈与税を控除します。

- 配偶者の場合は配偶者税額軽減を行います。

→配偶者が取得した財産（正味の遺産額）が1億6,000万円以下、または法定相続分相当額以下の場合は配偶者に相続税がかかりません。

- その他の控除を行います。

・未成年者控除 $\{100,000\text{円} \times (20\text{歳} - \text{相続開始時の相続人の年齢})\}$

・障害者控除 $\{100,000\text{円} \times (85\text{歳} - \text{相続開始時の相続人の年齢})\}$

特別障害者の場合は $\{200,000\text{円} \times (85\text{歳} - \text{相続開始時の相続人の年齢})\}$

- 10年以内に相次いで相続があった場合も、相続税の軽減対象となります。

正味の遺産額の計算式

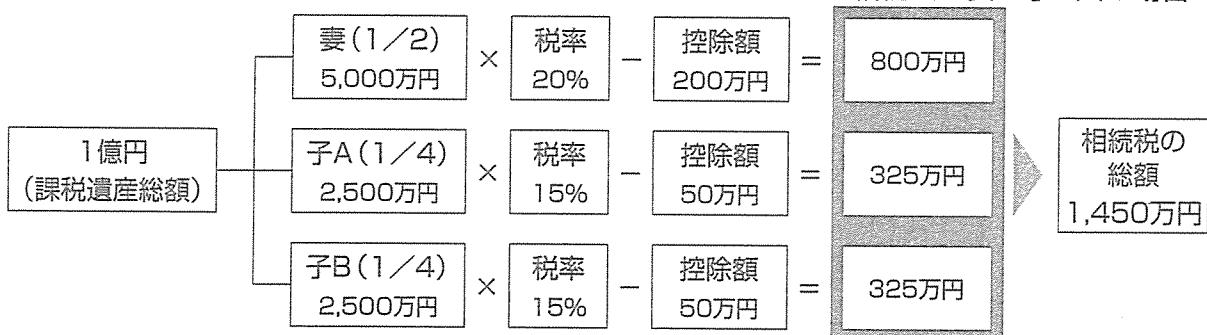
$$\text{遺産} + \left(\begin{array}{l} \cdot \text{相続時精算課税の適用を受ける財産} \\ \cdot \text{死亡前3年以内に贈与された財産} \\ \cdot \text{みなし相続財産^{※1} 等} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{非課税財産} \\ \cdot \text{葬式費用等^{※2}} \\ \cdot \text{債務等^{※3}} \end{array} \right)$$

※1 死亡退職金、死亡保険金など

※2 葬式・葬送の費用、埋葬・火葬に要した費用、その他通常の葬式等に伴う費用で相当と認められるもの（ただし、墓碑・墓地の購入費用、香典返礼費用などは含まれません）

※3 借入金・事業上の買掛金（相続開始時に現存するもの）、未払いの入院・治療費、納付の確定している所得税・住民税・固定資産税など

例：課税遺産総額が1億円（正味の遺産額1億4,800万円）、法定相続人が妻と子2人の場合

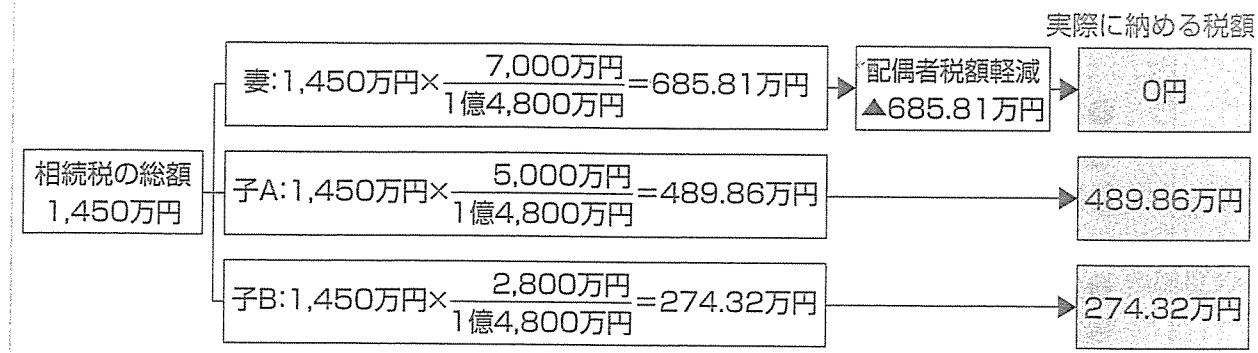


相続税額速算表（平成27年1月1日以後相続開始の場合）

法定相続分に応じた各人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続税の総額（1,450万円）を実際の相続割合で分配

- 正味の遺産額1億4,800万円を、妻が7,000万円、子Aが5,000万円、子Bが2,800万円で相続した場合



相続税のかかる財産は？

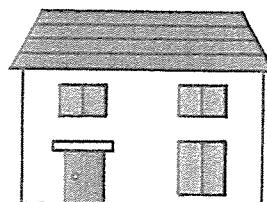
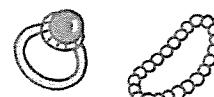
Q 4 相続税はすべての財産にかかるのですか？

A 4 有形・無形にかかわらず、一部の非課税財産を除いてほとんどの財産が相続税の対象となります。

相続税のかかる財産の例

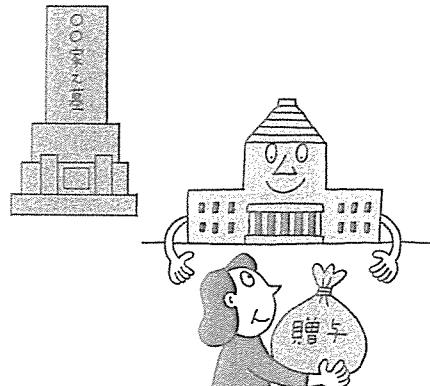
- 現金・預貯金
- 土地（田、畠、宅地、山林など）
- 建物（家屋、構築物など）
- 有価証券（株式、国債、社債など）
- 事業用財産（機械器具、商品、原材料、売掛金など）
- 家庭用財産（家具、美術品、宝石など）
- その他（ゴルフ会員権、貸付金、借地権、特許権など）

※相続税の計算にあたって、相続財産は、相続開始時（死亡時）の時価で評価されます。しかし、時価を把握するのは困難なため、税法では財産ごとに評価方法が定められています。



相続税のかからない財産（非課税財産）の例

- 生命保険金・死亡退職金の一部
(500万円×法定相続人の数)
- 墓所や仏壇、仏像等
(骨董品や投資目的で所有しているものを除く)
- 公益事業用財産
(社会福祉事業や義務教育を行う学校の事業者等が、公益事業の用に供する財産)
- 相続税の申告期限までに国等に贈与した財産



◆こんな財産にまで相続税がかかります！？

相続税の対象となる財産は、亡くなった人が生前に所有していたものだけではありません。下記のように、死亡保険金、一定の条件を満たした生命保険金（Q17参照）、生前に贈与した財産なども相続税の対象となるので注意しましょう。

- 相続時精算課税の適用を受けて贈与された財産
- 死亡前3年以内に贈与された財産
- 死亡退職金、亡くなった人が保険料を負担していた死亡保険金など（みなし相続財産）
- 生前一括贈与を受けたが、贈与税の納税猶予の特例を受けた農地等
- 家族名義で作成された預貯金等で実質的に被相続人に係るもの

相続税の負担額は？

Q 5 相続税はどのくらいかかるのですか？

A 5 相続税は法定相続人が多いほど負担額は軽くなります。また、配偶者が取得した財産には、ほとんど相続税がかからない仕組みになっています。

相続税額の試算

相続人（妻または子）の取得額が法定相続分の場合

相続人	遺産の総額 2億円	3億円	5億円	10億円
妻のみ	0万円	0万円	0万円	0万円
妻と子1人	妻 0万円 子 1,670万円	妻 0万円 子 3,460万円	妻 0万円 子 7,605万円	妻 0万円 子 1億9,750万円
妻と子2人	妻 0万円 子① 675万円 子② 675万円 (計 1,350万円)	妻 0万円 子① 1,430万円 子② 1,430万円 (計 2,860万円)	妻 0万円 子① 3,277.5万円 子② 3,277.5万円 (計 6,555万円)	妻 0万円 子① 8,905万円 子② 8,905万円 (計 1億7,810万円)
子1人	4,860万円	9,180万円	1億9,000万円	4億5,820万円
子2人	子① 1,670万円 子② 1,670万円 (計 3,340万円)	子① 3,460万円 子② 3,460万円 (計 6,920万円)	子① 7,605万円 子② 7,605万円 (計 1億5,210万円)	子① 1億9,750万円 子② 1億9,750万円 (計 3億9,500万円)

（注意1）この表の相続税額は、妻と子（成人）が遺産分割により、法定相続分通り遺産を取得しているものとし、妻の税額からは、配偶者の税額軽減額を控除して計算しています。

※配偶者が取得した財産が1億6,000万円以下、または法定相続分相当額以下の場合は、配偶者に相続税はかかりません。

（注意2）この表の「遺産の総額」は、基礎控除額を控除する前の「正味の遺産額」を意味します。

◆相続時精算課税とは？

60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人又は贈与者の孫が贈与を受けたときに、特別控除2,500万円を超えた部分に一律20%の贈与税がかかります。そして、贈与者が亡くなったときに、相続財産にその贈与財産を加えて相続税額を計算し、すでに支払った贈与税額を相続税額から控除する制度です（年齢は、贈与した年の1月1日現在のものです）。

- この制度の選択は、受贈者が贈与者ごとにすることができます。
- 一度、この制度を選択すると相続時まで継続され、取り消しはできません。また、毎年110万円の贈与税の基礎控除がなくなります。
- この制度の対象となる贈与者以外から財産の贈与があった場合は、この制度の対象となる財産とは区分して、暦年課税での贈与税額を計算します。

III

財産は、誰に、どのように相続されるのか？

財産を相続する人と相続割合は？

Q 6 財産は、誰に、どのように相続されるのですか？

A 6 被相続人の財産を相続する人を相続人といい、民法では、その範囲（法定相続人）や相続できる順位、財産の取得割合が決められています。

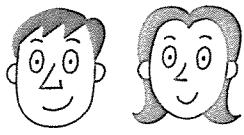
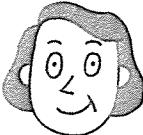
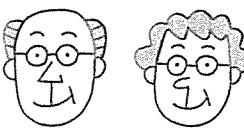
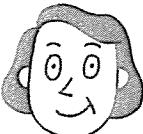
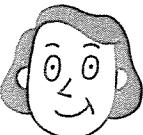
法定相続人の範囲は、被相続人から見て次のようにになります。

法定相続人の範囲	配偶者	夫または妻
	子供	子供がすでに死亡しているときは、孫。 ※相続人がすでに死亡しているときは、その子供等が相続します（代襲相続）。
	親	配偶者の親は含みません 親が死亡しているときは、祖父母
	兄弟姉妹	

これらの人気がすべて相続人になるわけではありません。

一定の順序にしたがって、相続人になる人（相続順位）、財産の取得割合（法定相続分）が定められています。

なお、下表でもお分かりの通り、配偶者は常に法定相続人になります。

相続順位	法定相続人と法定相続分		
第1順位	子供  $\frac{1}{2}$ (人数で分けます)	配偶者  $\frac{1}{2}$	
第2順位	親  $\frac{1}{3}$ (人数で分けます)	配偶者  $\frac{2}{3}$	
第3順位	兄弟姉妹  $\frac{1}{4}$ (人数で分けます)	配偶者  $\frac{3}{4}$	

■事例で見る「法定相続人」と「法定相続分」

	配偶者がいるとき 	配偶者がいないとき
(1) 子供が2人(長男・長女)のとき 	<p>第1順位の妻と子供だけが相続人となり、妻が$1/2$、残り$1/2$を子供の人数で分けます。したがって子供が2人のときは、$1/4$ずつ、3人のときは$1/6$ずつとなります。</p>	<p>第1順位の子供だけが相続人となり、財産を子供の人数で分けます。したがって子供が2人のときは、$1/2$ずつ、3人のときは$1/3$ずつとなります。</p>
(2) 子供2人(長男・長女)のうち、1人(長男)がすでに亡くなっているとき 	<p>長男が被相続人よりも先に亡くなっているため、長男の相続分を孫(長男の子供)が相続します(代襲相続)。</p>	<p>長男が被相続人よりも先に亡くなっているため、長男の相続分を孫(長男の子供)が相続します(代襲相続)。</p>
(3) 子供や孫がいないとき 	<p>第2順位に相続権が移り、配偶者が$2/3$、親が$1/3$(父と母で$1/6$ずつ)を相続します。</p>	<p>第2順位に相続権が移り、親がすべて(父と母で$1/2$ずつ)を相続します。</p>
(4) 子供、孫、親(直系尊属)もいないとき(ただし、弟が1人いる) 	<p>第3順位に相続権が移り、配偶者が$3/4$、兄弟姉妹が$1/4$を相続します。兄弟姉妹が複数いるときは人数で分けます。</p>	<p>第3順位に相続権が移り、兄弟姉妹が相続し、財産を兄弟姉妹の人数で分けます。</p>

◆遺産分割協議書を必ず作成しましょう！！

遺産配分が終わったら、遺産分割協議書を作成しましょう。正式な書面にすることで協議後のトラブルを避けることができます。また、相続財産の名義変更や相続税の申告の際に必要になります。

書式等は、誰がどの財産を相続したのかを正確に明記し、相続人全員の自署、実印による捺印があれば、特に決まりはありません。

協議書の原本と印鑑証明書は相続人各人が保管します。

法定相続分よりも多く残したいときは？

Q

妻と子供(2人)がいます。子供に妻のことを頼みたいので、法定相続分よりも多く財産を残してやりたいのですが、どうすればいいでしょうか？

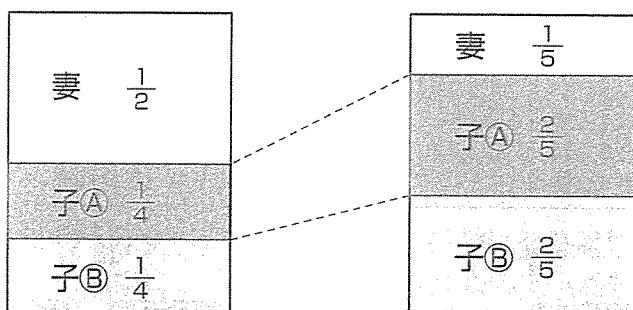
A

相続人のうち特定の人に多くの財産を残したいとき、あるいは相続人以外の人に財産を残したいときは遺言を活用するとよいでしょう。

遺言によって相続人に財産を残すとき（これを「遺贈」といいます）は、法定相続分より優先します。

相続人が妻と子供2人のときの法定相続分は、妻が2分の1、子がそれぞれ4分の1ずつになりますが、子供に妻の世話を頼むので、子供に法定相続分よりも多く（例えば、それぞれ5分の2ずつ）財産を残したいときは、遺言が必要です。

○法定相続分だと…… ➡ ○遺言を活用すると……



$\frac{1}{4}$ ずつしか残せない

$\frac{2}{5}$ ずつ残すことができる



◆何とかして財産を取得したいとき…遺留分があります！

遺留分とは、遺言の内容に関わらず、相続人が相続できる最低限の相続分です。相続人の利益を保護する観点から、一定の遺留分が定められています。ただし、兄弟姉妹には遺留分はありません。

したがって、相続人が遺贈によって財産を取得しようとしても、他の相続人が遺留分の権利を主張すれば、遺留分に相当する部分の遺贈は認められません。

遺留分の額は、法定相続分の2分の1〔父母（直系尊属のみ）の場合は3分の1〕となっています。たとえば、相続人の態様によっては下記の表の通りになります。

相続人の態様	相続財産に対する各相続人の遺留分
配偶者のみ	$\frac{1}{2}$
配偶者と子1人（代襲相続を含む）	配偶者： $\frac{1}{4}$ 子： $\frac{1}{4}$
子1人のみ（代襲相続を含む）	$\frac{1}{2}$
配偶者と父母（直系尊属のみ）	配偶者： $\frac{1}{3}$ 父母： $\frac{1}{6}$
父母（直系尊属のみ）	$\frac{1}{3}$ ※兄弟姉妹には遺留分なし

きちんと遺言を残すには？

Q

8 遺言は文書にしておくだけでよいのですか。また、注意すべきことがあります教えてください。

A

8 法律上の要件を満たした文書による遺言でなければ、法律上の効力はありません。また、内容については誤解が生じないように書く必要があります。

代表的な遺言の種類と注意点

①自筆証書による遺言

遺言者が自筆で全文を書く遺言です。

- ・遺言には、遺言した日の日付と氏名の記載と押印が必要です。
- ・ワープロやテープレコーダーによるものは無効です。
- ・執行にあたっては家庭裁判所の検認の手続きが必要となります。

自署

②公正証書による遺言

遺言者の口述にもとづき、公証人が遺言書を作成します。

- ・公証人が筆記した遺言書を2人以上の証人に読み聞かせ、または閲覧させ、その筆記が正確なことを承認したあと、遺言者・証人が自署・押印し、さらにどのように遺言書がつくれられたのかを公証人が付記します。
- ・遺言の原本は公証人役場に保管されます。

公証人役場にて



*争いを防止するという点では、公正証書がよいでしょう。

③秘密証書による遺言

遺言の存在を明らかにしながら、その内容を秘密にして作成します。

- ・遺言者が署名・押印した遺言書を封じ、封印（遺言書と同一のもの）します。公証人1人、証人2人以上の前に提出して、自己の遺言である旨、氏名と住所を申述し、さらに公証人が日付と遺言者の申述を封書に記載したあと、遺言者と証人とともに署名・押印します。
- ・執行にあたっては家庭裁判所の検認が必要となります。

公証人役場



公証人に申述

◆遺言の注意点

遺言は何回も書き直すことができます。

ただし、自筆証書や公正証書等の形式にかかわらず日付の一番新しいものが有効となります。

土地はどのように評価されるのか?

Q

9

親から受け継いだ土地を持っているのですが、相続にあたっては、どのように評価されるのですか？

A 9

土地は利用目的（住宅用、事業用、農業用など）によって評価方法が異なります。ここでは、住宅用（宅地）の評価方法を中心に説明します。

◆宅地の評価方法には、一般的に2通りあります。

路線価が定められている場合

土地の評価

路線価方式

- ①路線価と土地面積で評価額を算出
- ②土地の形状等による加算・減算を行う

居住用宅地等で一定の条件を満たす場合は特例が適用できる

路線価が定められていない場合

倍率方式

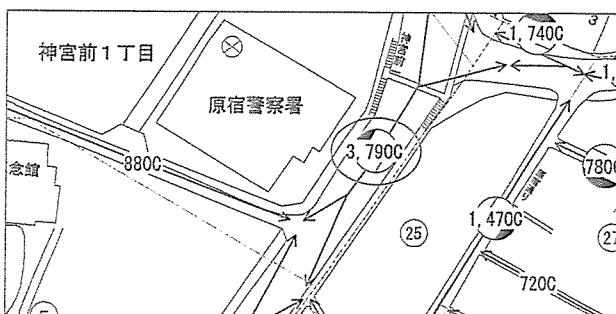
- 固定資産税評価額と倍率表で評価額を算出

賃宅地、借地の場合は借地権割合も計算する

●路線価方式

国税庁は毎年、路線（道路）に面する標準的な土地の1m²当たりの価格（路線価）を定めており、これに宅地の面積を乗じて評価額を計算します。

〈路線価図の例〉



左記の路線価図では、原宿警察署の正面路線価は1m²当たり379万円となっています。この価格に土地の形状等による加算・減算を行うことで、最終的な評価額が決まります。

○2つの道路に面している（角地など）

○間口（道路に面する部分）が狭い

○土地の中に崖などが含まれる

○奥行が異常に長い（短い）

○土地の形が三角形など

●倍率方式

路線価が定められていない土地は、その土地の固定資産税評価額に国税局長等が一定の地域ごとに定めた倍率を乗じて計算します。

※路線価や倍率方式で使用する倍率については、「路線価図」や「評価倍率表」で確認してください（国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で閲覧できます）。固定資産税評価額は市町村の税務課（東京23区では都税事務所）で調べることができます。

土地を他人に貸しているときの評価方法は？

Q 10 他人に貸している土地があります。この場合、土地の評価はどのようになるのですか？

A 10 相続の対象となる土地の上に他人の建物が建っている場合は、一般に建物の所有者に借地権が生じます。そのため財産評価上、借地権割合を差し引いて評価します。

この区分の基準となる借地権の割合は、路線価図や倍率表によって、地域ごとに定められており、路線価図では価額のうしろにアルファベット（A=90%、B=80%、C=70%、D=60%、E=50%、F=40%、G=30%）で表示されています（14頁路線価図参照）。
 <例> 自用地評価額が1億円、借地権割合が70%

賃宅地の評価額 $1\text{億円} \times (1-0.7) = 3,000\text{万円}$

土地の上に自分の賃貸アパート等が建っているときの評価方法は？

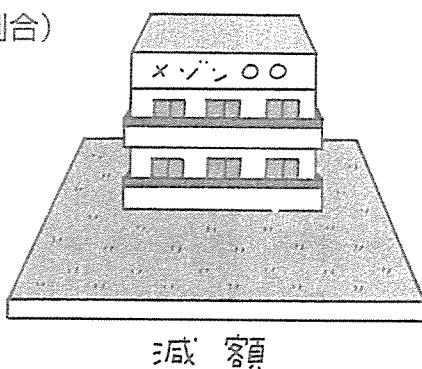
Q 11 私の所有する土地にはアパートが建っています。相続時に土地の評価額はどうなるのでしょうか？

A 11 土地の上に自分の賃貸建物が建っているときは、土地所有者は土地の使用収益権が一部制限されている状況になっています。そのため、一定の金額が減額されます。

自用地評価額 $\times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$

<例> 土地の評価額が1億円、借地権割合60%、借家権割合30%、賃貸割合90%、のとき

$1\text{億円} \times (1 - 60\% \times 30\% \times 90\%) = 8,380\text{万円}$



建物はどのように評価されるのか？

Q 12 建物はどのように評価されるのですか？また賃貸アパートの場合は、どうなるのですか？

A 12 建物の固定資産税評価額によって評価します。賃貸アパートなど貸家の場合には、借家権割合を控除し、さらに賃貸割合を乗じて評価します。

貸家の評価額 = 固定資産税評価額 $\times (1 - \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$

※固定資産税評価額は市町村の税務課（東京23区では都税事務所）で調べることができます。

宅地などのように評価されるのか？



Q 13

私が亡くなつたあと、今の家にそのまま家族が住むことになると思うのですが、相続税は多額になつてしまふのでしょうか？

A 13

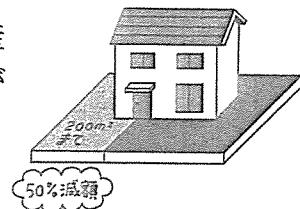
あなたや家族が住んでいた、あるいは事業に使用していた宅地については、家族の生活や事業を守る観点から、課税価格に算入すべき価額を減額する特例があります（小規模宅地等の特例）。その分、相続税も少なくなります。

小規模宅地等の特例

①貸付事業用宅地等………50%減額

被相続人もしくは被相続人と同一生計であった親族が不動産貸付に使用していた宅地等で200m²までの部分の課税価格が50%減額されます。

（注）事業承継（継続）要件、保有継続要件を満たしている必要があります。



②特定の小規模宅地等………80%減額

小規模宅地等の対象であり、相続後も居住・事業を継続する場合については、減額の対象になる面積、減額割合が下表のとおりとなります。

居住・事業を継続しない場合には、減額はありません。

●被相続人と同居していた親族が引き続き住む	330m ² まで 80%減額	
●被相続人の事業または同居する親族の事業（不動産貸付業等を除く）を引き続き営む （注）事業承継（継続）要件、保有継続要件を満たしている必要があります。 ●所定の要件を満たす同族会社の事業に引き続き供される （注）法人役員要件、保有継続要件を満たしている必要があります。	400m ² まで 80%減額	

※特例の要件を満たす宅地等が複数あるときは、そのすべてが特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用が可能です。

※遺産分割が成立していないと、この特例の適用は受けられません。ただし、未分割であっても、相続税の申告書に「申告期限後3年内の分割見込書」を添付して提出し、申告期限から3年内に遺産分割が完了した場合は、この特例の適用が受けられるようになります。

※特例対象となる宅地に共同相続があった場合には、取得者ごとに適用要件を判定します。

※相続開始前3年内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることができません。

※小規模宅地等の課税価格の特例は複雑なため、詳細は税理士に相談されることをおすすめします。

有価証券の評価は？

Q 14 父は株式を残して亡くなりました。株式はどのように評価されますか？

A 14 株式は証券取引所で売買されているもの（上場株式）と、そうでないもの（非上場株式）とで評価方法が異なります。

上 場 株 式	非上場株式（取引相場のない株式）
下記のうち最も低い価格で計算します。 ①相続開始日の終値 ②相続開始月の終値の月平均額 ③相続開始月の前月の終値の月平均額 ④相続開始月の前々月の終値の月平均額	「株主の議決権割合」と「発行会社の規模」によって評価方法が決められます。具体的には「相続税財産評価基本通達」に定められています。 ①純資産価額方式 ②類似業種比準方式 ③上記①と②の併用方式 ④配当還元方式

取引相場のない種類株式の評価は？

Q 15 当社では、事業承継に活用するため、配当優先の無議決権株式等の種類株式を発行しています。相続税の評価はどのようにになりますか？

A 15 中小企業の事業承継に活用が期待される典型的な種類株式（3種類）についての評価方法は次のようになります。

配当優先の無議決権株式	原則は、普通株式と同様に評価。ただし、同族株主が相続（または遺贈）により取得した場合には、相続税申告に限り納税者の選択により、無議決権株式の評価額を普通株式評価額から5%評価減することも可能（その場合、無議決権株式の評価減分を議決権株式に加算）。
社債類似株式 (一定期間後に償還される特定の無議決権+配当優先株式)	社債に準じた評価（発行価額に配当を利息とみなして加算して評価） ただし、社債類似株式は、次の要件を満たしていること ①優先配当 ②無議決権 ③一定期間後に発行会社が発行価額で取得 ④残余財産分配は発行価額が上限 ⑤普通株式への転換権なし
拒否権付株式 (普通株式+拒否権)	普通株式と同様に評価

預貯金やゴルフ会員権、その他の動産の評価は？

Q

16

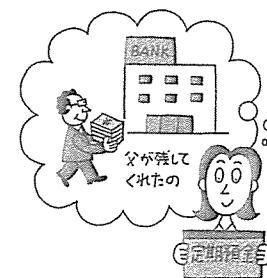
相続財産の中に定期預金やゴルフ会員権などがあります。評価はどうなりますか？

A

16

預貯金は、相続開始時の残高と利子が相続財産として評価されます。
ゴルフ会員権は、取引相場の有無など形態によって評価方法が異なります
(単なるプレー権のみのものは評価しません)。

預金	残高 + 既経過利子※1 - 源泉所得税相当額※2 ※1 相続発生時に解約したと仮定して算定 ※2 特別徴収されるべき都道府県民税の利子割の額に相当する金額及び復興特別所得税を含む。 (注意) 預金は、家族名義であっても実質的に被相続人が保有・管理していたものは相続財産とみなされる場合があります。		
ゴルフ会員権	有	通常の取引価格の70% ※預託金等がある場合は加算	
	取引相場 無	株式制度による会員権	株式の評価に準じる ※預託金等がある場合は加算
		預託金方式の会員権	返還される預託金等によって評価
絵画・骨董品等	専門の鑑定家による評価		



生命保険金や死亡退職金の相続税は？

Q

17

父が亡くなった際、父の生命保険金を受け取りました。また父の会社からは死亡退職金が支払われました。相続税はどうなるのでしょうか？

A

17

生命保険金や死亡退職金はみなし相続財産として相続税がかかりますが、それぞれ一定の非課税枠があります。

生命保険金	非課税枠 (500万円×法定相続人の数)
死亡退職金	非課税枠 (500万円×法定相続人の数) ※会社からの弔慰金は非課税ですが、過度に高額の場合は、退職手当金として取り扱われる場合がありますので、注意しましょう。

(注意) 平成19年度改正により、日本の保険業法の免許等を受けていない外国の保険会社との契約による保険金もみなし相続財産として相続税がかかります。

非上場株式の相続税の納税猶予制度とは？

非上場株式を相続するときの相続税の納税猶予制度とは？

Q 18 相続税の納税猶予制度があると聞きましたが、どのような制度ですか？

A 18 認定承継会社（経済産業大臣から認定を受けた非上場会社で一定の要件を満たす会社のこと）の代表権を持っていた先代経営者から、相続又は遺贈によってその株式を取得した人が納付する相続税額のうち、その認定承継会社の発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分にかかる金額の80%に対応する部分が、その経営承継相続人（先代経営者から相続または遺贈により認定承継会社の非上場株式を取得した個人で、一定の要件を満たすことのこと）の死亡する日まで猶予される制度です。

例：配偶者はおらず、子供一人のみ（経営承継相続人）

子供は自社株式（非上場、評価額6億円）とその他財産1億円を相続する。

子供は自社株式を全く保有していないとする。

全体の相続税額 2億9,320万円	
納税猶予税額 1億3,320万円	納付税額 1億6,000万円

(計算手順)

①通常の相続税額を計算します。

自社株式6億円 + その他財産1億円 = 7億円

(7億円 - 基礎控除3,600万円) × 税率55% - 控除額7,200万円 = 2億9,320万円

②納税猶予適用対象株式（発行済議決権株式総数の2／3まで）のみ相続すると仮定した場合の相続税額を計算します。

6億円 × 2／3 = 4億円

(4億円 - 基礎控除3,600万円) × 税率50% - 控除額4,200万円 = 1億4,000万円

③納税猶予適用対象株式の20%相当分のみを相続すると仮定した場合の相続税額を計算します。

4億円 × 20% = 8,000万円

(8,000万円 - 基礎控除3,600万円) × 税率20% - 控除額200万円 = 680万円

④<②-③>が納税猶予税額に、<①-納税猶予税額>が納付税額となります。

納税猶予税額 1億4,000万円 - 680万円 = 1億3,320万円

納付税額 2億9,320万円 - 1億3,320万円 = 1億6,000万円

相続税の納税猶予を受けるための注意点

●納税猶予の適用を受けるための前提条件

先代経営者に相続が発生すると、会社は地方経済産業局を通じて経済産業大臣の認定を受ける必要があります。また、経営承継相続人は相続発生後5か月を経過する日までに代表権を有しなければいけません。

●適用対象についての注意点

①対象となる会社の注意点

認定承継会社（経済産業大臣の認定を受けた非上場会社で、主に以下の要件を満たす会社）である必要があります。

1) 中小企業基本法上の中小企業であること。

会社は中小企業基本法上の中小企業でなければなりません。株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社及び農業生産法人が対象となります。医療法人や社会福祉法人、税理士法人などは適用対象となりません。

2) 性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社に該当しないこと。

3) 「資産保有型会社」に該当しないこと。

相続開始の属する事業年度の直前事業年度開始の日以後の事業年度を通して判定し、認定時には「配当及び役員給与」の加算の行わずに判定。

4) 「資産運用型会社」に該当しないこと（相続開始直前事業年度）。

5) 直近の事業年度における総収入金額が1円以上であること。

※営業外収益及び特別利益は、総収入金額の算定の範囲から除外される。

6) 常時使用する従業員の数が1人以上であること。

7) その中小企業者の特別関係会社（その会社及びその代表者とその同族関係者が50%超の議決権を有する場合のその会社）が上場会社等、大法人等または風俗営業会社に該当しないこと。

8) その中小企業者の代表者が一定の要件を満たしていること。

9) その中小企業者が拒否権付種類株式（黄金株）を発行している場合には、その種類株式をその中小企業者の代表者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者に限る）以外の者が有していないこと。

10) 非上場株式等であること。

11) 相続開始の日以後5月を経過する日における

$$\frac{\text{常時使用する従業員数}}{\text{相続開始の日における常時使用する従業員数}} \geq 80\% \text{であること}$$

②株式についての注意点

先代経営者から相続した株式のうち、経営承継相続人が相続開始前から保有していた議決権株式を含めて、その会社の発行済議決権株式総数の3分の2に達するま

での部分が対象です。

③先代経営者についての注意点

認定承継会社の代表者であったこと、また、先代経営者及びその同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超を保有し、かつ、同族内（経営承継相続人を除く）で筆頭株主であること等が必要です。

④後継者（経営承継相続人）の注意点

被相続人から相続または遺贈により認定承継会社の非上場株式を取得した者で、相続開始から5か月経過時において会社の代表者であること、相続開始時に、発行済議決権株式総数の50%超を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であること等が必要です。

⑤他の注意点

納税猶予の適用を受けるためには、納税猶予分の相続税額に相当する担保を相続税の申告書の提出期限までに提供する必要があります。

●納税猶予が決まつたら

納税猶予適用後5年間は、税務署長に「継続届出書」を提出し、地方経済産業局に報告書を提出しなければなりません。

5年経過後は、3年に1回「継続届出書」を税務署長に提出しなくてはいけません。

●納税猶予期間中に注意すること

猶予を受けると、相続税の申告期限の翌日から5年間は、経営承継相続人が代表者であること、会社が5年間の平均で雇用の8割を維持していること、経営承継相続人が特例適用株式を継続保有していること等の要件を継続して満たさなければいけません。要件が一つでも外れてしまうと納税猶予が取り消され、猶予税額の全額と、これにかかる利子税を納付しなくてはいけません。

●猶予税額が免除となる場合

納税猶予適用後5年経過後は、以下の場合に猶予税額が免除されます。

- ①死亡の時まで株式を継続して保有したとき
- ②会社が倒産や解散したとき
- ③次の後継者へ株式を贈与し、贈与税の納税猶予の適用を受けるとき
- ④株式を一括して譲渡した場合、その譲渡対価と譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額が免除

贈与税の納税猶予を受けている場合は？

Q 19 すでに贈与税の納税猶予を受けているのですが、相続税にはどのような影響がありますか？

A 19 すでに贈与税の納税猶予を受けている場合は、一定の要件を満たせば相続発生時にその納税猶予額は免除されます。

●贈与税の納税猶予を受けている人に相続が発生した場合の相続税の納税猶予制度の適用についての流れ

経営承継受贈者（先代経営者から認定承継会社の非上場株式を取得した個人で、一定の要件を満たす人のこと）に贈与した先代経営者が死亡した場合は、次のような流れで相続税の納税猶予が適用されることになります。

- ①贈与税の猶予税額を免除
- ②先代経営者から後継者に相続があったものとみなして、相続税を課税
※課税価格は贈与されていた株式の贈与時の価額
- ③課税された相続税を納税猶予

●単独で相続税の納税猶予を受けた場合との違いは？

単独で相続税の納税猶予を受ける場合は、雇用確保を含む5年間の事業継続を行い、その後も株式を継続保有しておく必要があります。

贈与税の納税猶予をすでに受けている場合は、5年間の事業継続は課されませんが、株式の継続保有等の要件を満たす必要があります。

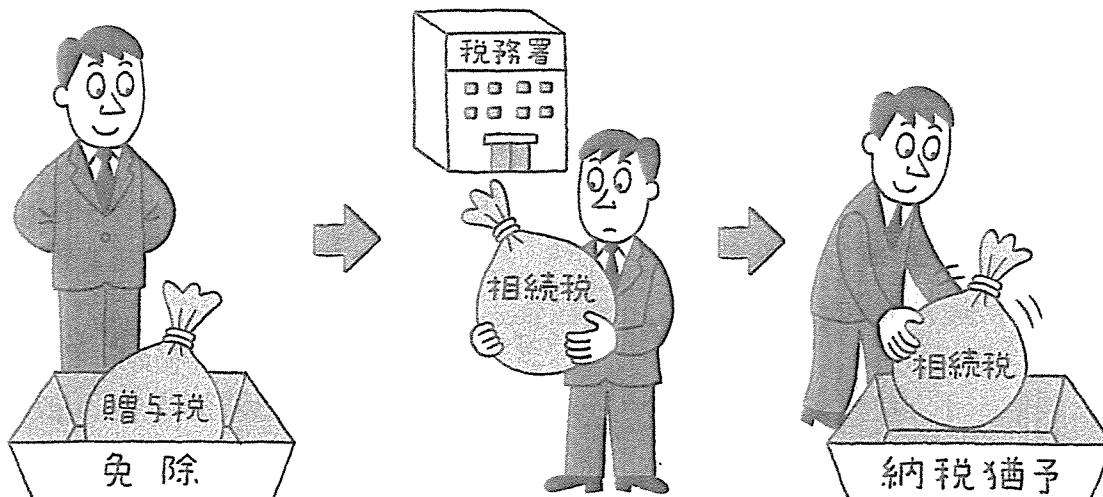
●その他の注意点

相続税の納税猶予が適用される株式については、発行済議決権株式の総数の3分の2までとなっています。また、納税猶予分の相続税額については、相続税の申告書の提出期限までに、その税額に相当する担保を提供する必要があります。

①贈与税の猶予税額を免除

②先代経営者から相続があったものとみなして相続税を課税

③課税された相続税を納税猶予



VI

相続税の申告・納付のスケジュールは？

相続税の申告と納付はいつまでに？

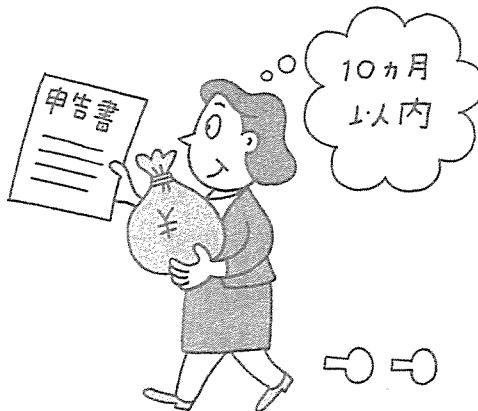
Q 20 相続税の申告と納付はいつまでにすればよいのですか？

A 20 相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内（10か月目の日まで）に申告・納付しなければなりません。

例えば、平成26年5月11日に相続が開始した（被相続人が亡くなった）場合は、平成27年3月11日までに現金で一括納付しなければなりません。

●相続税の申告書を提出しなければならない場合は？

- ①正味の遺産額が基礎控除額を超えるとき
- ②小規模宅地等の課税価格の特例を受けるとき



現金での一括納付が難しいときは？

Q 21 相続財産が、不動産や有価証券中心だったので、現金での一括納付が難しいのですが。

A 21 一定の条件のもとに相続税の年払いによる延納を行うことができます。また、延納によっても難しいときは、一定の条件のもとに相続財産で納める物納による方法もあります。

●延納

- ・利子税の納付や担保の提供が必要
- ・金銭による納付が困難な理由があること

●物納

- ・延納による納付が困難な理由があること
- ・国内財産であることと、次の順位による
第1順位…国債、地方債、不動産、船舶
第2順位…社債、株式、証券投資信託、
貸付信託の受益証券
- 第3順位…動産



■相続開始から申告までのスケジュール

相続の開始から申告期限の10か月までの標準的なスケジュールは次のようにになります。

期限	葬儀(仏事) スケジュール	相続手続スケジュール	手続窓口等【留意事項】
被相続人の死亡 (相続開始)			
7日以内	関係者への連絡・葬儀の準備 通夜・葬儀 ※葬式費用の領収書等の整理・保管 (初七日法要)	死亡届の提出	被相続人の本籍地の市区町村役場等
3か月以内	(四十九日法要・納骨)	遺言書の有無の確認 遺産・債務・生前贈与の概要と相続税の概算額の把握 遺産分割協議の準備 相続放棄・限定承認の決定 相続人の確認	被相続人の住所地の家庭裁判所の検認・開封 未成年者の特別代理人の選定準備(家庭裁判所へ) 被相続人の住所地の家庭裁判所へ申述 【相続関係図を作成】 【戸籍謄本・除籍謄本などの取り寄せ】
4か月以内	(百ヶ日法要)	被相続人に係る所得税・復興特別所得税の申告・納付(準確定申告) 被相続人に係る消費税・地方消費税の申告・納付	被相続人の死亡した日までの所得税・復興特別所得税を、被相続人の納税地の税務署へ申告 被相続人の死亡した日までの消費税・地方消費税を、被相続人の納税地の税務署へ申告
10か月以内		根抵当の設定された物件の登記(6か月以内) 非上場株式等の相続税の納税猶予を受ける場合の「経済産業大臣の認定」の申請(8か月以内) 遺産の調査・評価・鑑定 遺産分割協議書の作成 各相続人が取得する財産の把握 未分割財産の把握 特定の公益法人への寄附等 特例農地等の納税猶予の手続き 相続税の申告書の作成 納税資金の検討 相続税の申告・納付 (延納・物納の申請)	各地域の経済産業局へ申請 農業委員会への証明申請等 被相続人の住所地の税務署に申告

平成26年度税制改正 相続税の主な改正ポイント

1 医療法人の持分に係る相続税及び贈与税の納税猶予等の創設

相続人が経過措置医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、その認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、担保の提供を条件に移行計画に記載された移行期限までその納税を猶予し、移行期限までにその相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除することとされました。

2 延納に係る担保提供不要基準の見直し

相続税の延納に係る要担保徵取額の最低限度となる延納税額が100万円以下（改正前：50万円未満）に引き上げられました。

3 農地等についての相続税の納税猶予制度の改正

（1）買換え特例の拡充

農地等を譲渡した場合の買換え特例について、三大都市圏の特定市の特例適用農地等を収用交換等のために譲渡した場合の買換え農地等の対象に、取得時に農地等に該当しないものであっても、譲渡後1年以内に農地等に該当することとなる土地が追加されました。

（2）自己所有農地への付替え特例の創設

三大都市圏の特定市の特例適用農地等を収用交換等のために譲渡した場合において、譲渡後1年以内に、特例適用農地等以外の農地等又は譲渡後1年以内に農地等に該当することとなる土地（その譲渡があった日において納税猶予適用者が有していたものに限り、譲渡をした特例適用農地等に係る相続等の開始前において有していたものを除きます。）で、譲渡時における価額がその譲渡対価の額の全部又は一部に相当するものを譲渡をした特例適用農地等に代わるものとして農業の用に供する見込みであることにつき、税務署長の承認を受けたときは、次のとおりとされました。

- ① その譲渡はなかったものとみなす。
- ② 譲渡後1年を経過する日において、その譲渡対価の額の全部又は一部に相当する価額の農地等が農業の用に供されていない場合には、譲渡した特例適用農地等のうち、その農業の用に供されていないものに相当する部分については、その日において譲渡がされたものとみなす。
- ③ 譲渡後1年を経過する日までに、その譲渡対価の額の全部又は一部に相当する価額の農地等が農業の用に供された場合には、その農業の用に供された農地等は、特例適用農地等とみなす。

4 公益事業の用に供する財産に係る非課税の範囲の見直し

相続税が課されない公益事業を行う者の範囲に、家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業又は認定こども園を設置し、運営する事業を行う者が追加されました。

5 国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置の改正

相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人並びに幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人が追加されました。

（出典：財務省HP）

相続税についての疑問やご相談は、TKC会計事務所にお問い合わせください。

平成26年度税制改正対応版

Q&A 今知りたい相続税

（当Q&Aは、「Q&Aかんたん相続税」を改訂し、名称を変更したものです）

2005年8月9日 初版発行
2015年1月23日 第6版第2刷発行

監修
発行制作

TKC全国会 滞産対策研究会
株式会社TKC出版
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8
日本YWCA会館4F ☎03(3239)0068
©TKC出版 2014 無断転載・複製・複写を禁じます。

